

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年6月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	9件
国民年金関係	5件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500018号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500006号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年9月1日に訂正し、同年4月から同年8月までの標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和58年4月30日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月30日から同年9月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、A社での資格喪失年月日が昭和58年4月30日となっているが、請求期間も同社に勤務していたので、資格喪失年月日を同年9月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者は、昭和58年8月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和58年4月30日とされているが、当該資格喪失処理が行われたのは、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和58年4月30日(現在は、昭和58年12月16日に訂正)以降の同年11月8日付けである上、同日において、請求者のほか38人についても被保険者資格の喪失年月日を遡って同年4月30日とする処理が行われている。

さらに、前述の名簿によると、昭和58年4月1日から同年5月6日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した20人について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを理由として被保険者資格取得の記録が遡及して取り消され

ていることが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は請求期間当時、法人格を有した事業所として存在し、雇用保険の加入記録により複数の従業員が在籍していたと確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和58年4月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における資格喪失年月日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和58年9月1日であると認められる。

また、昭和58年4月から同年8月までの標準報酬月額については、A社の事業所別被保険者名簿における請求者の記録から、11万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500005号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500003号

第1 結論

昭和60年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から昭和61年3月まで

年金記録を確認したところ、請求期間の国民年金保険料が未納と記録されていた。当時、A県B郡C町(現在は、D市)に居住しており、その頃、毎月の保険料は同町役場又は金融機関で毎月又は2か月分をまとめて納付しており、請求期間の前後の期間の保険料は納付済みとされているので、請求期間についても、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求期間当時、C町役場又はE銀行F支店において、毎月又は2か月分をまとめて納付しており、遡って保険料を納付したことは無いと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は昭和59年11月1日に請求期間に係る国民年金被保険者資格を取得しているところ、社会保険事務所(当時)における当該資格取得の入力処理は昭和62年2月16日に行われていることから、請求者は、同年2月頃に国民年金の加入手続を行い、昭和59年11月1日に遡って被保険者資格を取得したことがうかがわれ、請求期間の保険料を現年度納付することはできなかったと考えられる。

また、オンライン記録によると、請求期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされているが、請求期間直前の昭和60年1月から同年3月までの分の保険料の収納年月日は昭和62年4月2日と記録されていることから、過年度の保険料を遡って納付したことが確認でき、また、請求期間直後の昭和61年4月から昭和62年3月まで

の分の保険料の収納年月日は同年2月19日と記録されていることから、当該期間の保険料を一括で納付したことが考えられる。これらのことから、遡って保険料を納付したことは無いとする請求者の主張とは相違している。

さらに、C町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求期間の国民年金保険料は未納と記録されている上、戸籍の附票によると、請求者は昭和62年4月1日にG県H郡I町（現在は、J市）に転居していることが確認できるところ、同町の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）においても、請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は見当たらない。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500023号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500004号

第1 結論

昭和35年11月から昭和36年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和4年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年11月から昭和36年12月まで

私は、昭和37年11月に夫から、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間を含む3年分の国民年金保険料を納付してきたと言われたことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の夫が請求者の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、請求期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の保険料の納付を行ったとする請求者の夫は既に亡くなっており、その証言を得ることができず、請求者の請求期間の保険料を納付していたことを確認することができない。

また、国民年金制度の保険料納付が始まったのは昭和36年4月からであるため、請求期間のうち昭和35年11月から昭和36年3月までの期間は、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、昭和37年11月にA市役所で国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、その時点で請求期間のうち昭和36年4月から同年12月までの分の保険料は過年度保険料となり、制度上、同市役所で納付することができない。また、日本年金機構に確認しても、同市役所において過年度保険料の収納事務は行っていなかったと回答している。

加えて、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請求期間のうち昭和36年4月から昭和36年12月までの期間の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

また、請求者に対して別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500030号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500005号

第1 結論

昭和51年5月から昭和52年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年5月から昭和52年4月まで

私の請求期間の国民年金保険料は未納とされ、兄の保険料は納付済みとされている。請求期間当時は、母親が私と兄の保険料を一緒に納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が請求者の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、請求者は保険料の納付に直接関与しておらず、請求者に聴取しても保険料の納付についての具体的な状況が不明である上、請求者の母親は既に亡くなっており、その証言を得ることができず、請求者の請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、請求者の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によれば、請求者は、国民年金被保険者資格を昭和47年*月*日に取得、昭和49年10月23日に喪失し、その後、昭和52年5月1日に再取得したことが記載されており、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていたことが確認できることから、制度上、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、請求者が所持する年金手帳の国民年金の記録の欄に記載されている被保険者資格の取得及び喪失の記録は、上記国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致する。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500041号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500006号

第1 結論

昭和52年4月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年4月から昭和56年3月まで

私は、昭和54年4月頃、友人からの勧めもあり、A市B支所(当時)で国民年金の加入手続きを行い、その際に、昭和52年4月から昭和54年3月までの2年分の国民年金保険料を遡って納付し、その後の期間の保険料は毎月納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和57年1月6日に払い出されたことが確認できる上、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)は昭和56年12月10日に作成されたことが確認できる。これらのことから、請求者は、昭和56年12月頃に国民年金の加入手続きを行ったことが推認でき、この時点では、請求期間のうち昭和54年9月以前の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、請求者は、国民年金の加入手続き以降の国民年金保険料は毎月納付していたと述べているものの、A市は、請求期間当時、保険料は3か月ごとの期別納付方式であったと回答していることから、請求者が主張する保険料の納付方法とは相違している。

さらに、上記の国民年金被保険者名簿によると、請求期間の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500042号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500007号

第1 結論

昭和62年3月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年3月から昭和63年3月まで

私は、昭和63年3月にA事業所を退職した際に、国民年金と国民健康保険に加入することが必要との説明を受けたので、同年4月頃、B市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、A事業所を退職した際の退職金を元に、国民年金の加入手続と同時に請求期間の保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和62年4月頃、B市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)は昭和63年8月25日に作成されていること、及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者に係る国民年金手帳記号番号は同年9月に同市で払い出されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたと推認される。したがって、当該加入手続の時点では、請求期間の保険料は過年度納付となることから、同市役所において納付することはできない。

また、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿によれば、請求期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致する。

さらに、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500020号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年4月頃から昭和38年3月頃まで

私は、昭和34年4月頃から昭和38年3月頃まで、A事業所の事業主である伯父の自宅に住み込んで働いていた。請求期間当時、伯父から、厚生年金保険に加入させる旨言われたことを記憶しているが、厚生年金保険の加入記録が無いので、請求期間を被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の具体的な記憶及び請求者が記憶する同僚の氏名がA事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できることから、勤務期間は特定できないものの、請求者が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所は昭和40年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で請求期間に厚生年金保険の加入が確認できる5人のうち、所在が判明した1人に照会したが、回答が得られず、請求者の勤務実態等について確認できない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間に厚生年金保険の資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらない上、健康保険の番号に欠番は無い。

加えて、請求者の国民年金被保険者名簿によれば、請求者は、昭和36年4月から昭和38年3月までの期間については、国民年金に加入し国民年金保険料を納付

していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500029号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500008号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月15日

A事業所から平成15年12月15日に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与明細一覧表(H15冬賞与)から確認できる訂正請求記録の対象者に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う請求期間の標準賞与額については、いずれも、オンライン記録で確認できる標準賞与額に相当する額であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、請求期間の標準賞与額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、事業主から提出された訂正請求記録の対象者に係る人事記録によれば、訂正請求記録の対象者は経理主任であったことが確認でき、事業主は、当時の事務職員で経理関係事務を担当していたのは、訂正請求記録の対象者のみであった旨回答している。

また、請求期間当時、A事業所において事務長であった者によれば、訂正請求記録の対象者は社会保険関係事務の担当者であり、届書の作成は当該担当者が行っていたと回答している。

さらに、複数の同僚も、訂正請求記録の対象者が社会保険関係事務及び経理関係事務に従事していた旨回答している。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（訂正請求記録の対象者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

これらのことから、訂正請求記録の対象者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500034号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年7月21日から昭和62年6月9日まで

私は、請求期間にA社で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は、平成20年8月1日にB社に合併し解散しているところ、同社は、請求期間当時の関係資料は無いとしている上、A社の当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等を確認することはできない。

また、請求期間にA社(厚生年金保険の適用事業所名は、C社)において厚生年金保険の加入記録がある同僚26人(請求者が同僚として名前を挙げた者を含む。)のうち所在が確認できた16人及び請求者が経理担当であった者として挙げた姓の同僚1人の計17人に照会したところ、回答があった9人のうち5人が請求者を覚えていたが、請求者が厚生年金保険に加入していたとする具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記照会に対して回答があった給与支払事務を担当していたとする同僚は、請求期間当時、A社では、「パートやアルバイトの人は、厚生年金保険に加入していなかった。正社員でも入社時には見習期間があり、その期間は厚生年金保険

に加入とはならず、その後も本人の希望で厚生年金保険に加入しない者がいた。」旨証言している。また、複数の同僚から、請求期間当時、同社に勤務していたとして名前が挙げられた者は、同社のオンライン記録に氏名が無く、同社において厚生年金保険に加入した形跡が無い。これらのことから、請求期間当時、同社では、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、A社において請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は無い上、当該資格取得者の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500033号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第1500001号

第1 結論

昭和33年3月17日から昭和35年9月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年3月17日から昭和35年9月21日まで

私は、A社において、昭和33年3月17日から昭和35年9月21日まで厚生年金保険に加入したが、当該期間は脱退手当金が支給された期間とされている。

しかし、脱退手当金は絶対に受け取っていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、請求者に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示があることが確認できる上、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約2か月半後の昭和35年12月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者は、脱退手当金支給が行われた約2年後の昭和37年12月1日に、別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得しているところ、請求期間とは異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号が新たに払い出されていることが確認でき、請求期間に係る脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。